

令和7年度 県民相談の御案内

日常生活の中で抱える離婚、相続、金銭等の生活上の相談に相談員が応じます。また、弁護士や司法書士による無料の特別法律相談（事前予約制）も行います。

申込・問合せ	会場	県民相談 (予約不要)	特別法律相談（回数は月により変動あり） 1回30分／年度内1回限り	
			弁護士相談 (事前予約制)	司法書士相談 (事前予約制)
賀茂広域消費 生活センター 0558(24)2199	賀茂広域消費 生活センター (県下田総合庁舎6階)	平日 9時～12時 13時～15時	原則毎月1回（原則第3 月曜日）ただし7月は第 4火曜日、9月は第3火 曜日 13時30分～14時00分	
東部県民生活 センター 055(951)8205	東部県民生活 センター (沼津産業ビル2階)	火～木曜日 10時～16時	原則毎月4回 (原則第2・4水曜日、 第1・3・5木曜日) 13時30分～15時00分	原則毎月2回 (第2・4木曜日) 13時30分～14時30分
中部県民生活 センター 054(202)6008	中部県民生活 センター (水の森ビル3階)	火～木曜日 10時～12時 13時～16時	原則毎月3回 (原則第2～4木曜日) 13時30分～15時00分	原則毎月1回 (原則第1木曜日) 13時30分～14時30分
西部県民生活 センター 053(453)2199	西部県民生活 センター (県浜松総合庁舎3階)	火～木曜日 10時～12時 13時～16時	原則毎月3～4回 (原則毎週木曜日) 13時30分～15時00分	原則毎月1回 (原則第4火曜日) 13時30分～14時30分

※ 祝日・年末年始は除く。（弁護士相談・司法書士相談については、該当日が祝日の場合には翌日等に変更になります。）

※ 弁護士相談・司法書士相談の予約は、各県民生活センター又は賀茂広域消費生活センターへ申し込みをお願いします。

※ 予約状況により相談予約枠に変動がありますので、詳しい日程や時間については、各県民生活センター又は賀茂広域消費生活センターへお問い合わせください。

（問）県民生活課 ☎054（221）2175